

厚生労働省発生食1017第3号  
平成30年10月17日

薬事・食品衛生審議会  
会長 橋田充 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次亜臭素酸水の添加物としての規格基準の改正について